



特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は厚生労働大臣が指定する研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。
指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：250時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学／特定行為実践	45
合 計	250

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：5～34時間

(例) 特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	8
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5

※上記の時間数に加えて、区分に含まれる行為ごとに5～10症例の実習が必要です。

+



どこで特定行為研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。

<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>

<特定行為研修制度についてのより詳しい情報はこちらをご参照ください>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと思います。

医療関係者の皆さまへ

これからの医療を支える 看護師の特定行為研修制度

ご 案 内



©MINEKO UEDA

——「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること——

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為(診療の補助)」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

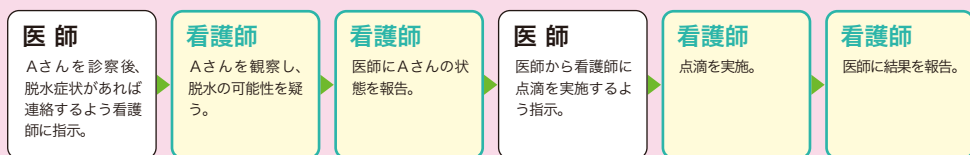


これからの医療を支える研修制度

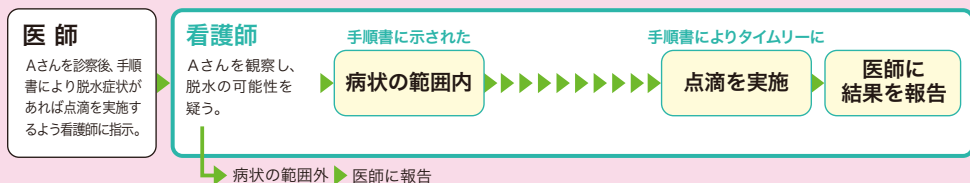
団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法が一部改正されました。平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

特定行為の実施の流れ ▶ 受講前・後でこのように変わります (脱水を繰り返すAさんの例)

特定行為の実施 (研修受講前)



特定行為の実施 (研修受講後)



診療の補助である「特定行為」って何？

- 特定行為は、診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力および判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為です。
- 38の特定行為は、21の特定行為区分に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われます。

特定行為区分 (21)	特定行為 (38)
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーリードの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引装置の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理 (末梢置留型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	末梢置留型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与 抗精神病薬の臨時的投与 抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

領域別パッケージ研修の概要

特定行為研修は特定行為区分ごとに受講するように定められていますが、領域別パッケージ研修は、各領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いと想定される特定行為をまとめた研修です。領域には、「在宅・慢性期領域」、「外科系基本領域」などがあります。

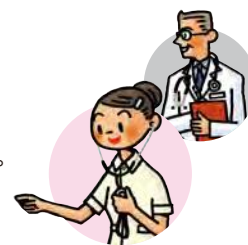
特定行為区分のうち一部の特定行為の研修を受講するので、特定行為区分ごとに研修を受けるのと比較して短い時間数で研修を修了することができます。

領域別パッケージ研修について ～ 在宅・慢性期領域を受講する場合 ～

在宅領域に関連した 区分別科目を すべて受講する場合		330時間	→	在宅・慢性期領域 パッケージを 受講する場合		311時間 + 各5症例
特定行為区分	特定行為	時間数	領域別パッケージ研修の 時間数+実習症例数			
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	8	8+5症例			
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22	16+5症例			
	膀胱ろうカテーテルの交換		—			
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34	26+5症例			
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		—			
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	接続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16	—			
	脱水症状に対する輸液による補正		11+5症例			
	区分別科目小計	80	61+各5症例			

手順書って何？

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
- 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
- 各医療現場の判断で、具体的内容を追加することもできます。



「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

事 項	具体的な内容
当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる (SpO ₂ 、呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下 (GCS○点以下又は JCS○桁以上) が認められる
診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	1. 平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する (結果が出たら速やかに報告)

※ 特定行為以外の診療の補助と同様に、特定行為を行うときには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。